

## 鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定基準

### 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）

（有害図書類の指定等）

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- （1）著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- （2）著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- （3）青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

### 鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）

（有害図書類の指定の基準）

第8条 条例第13条第1項第1号の規則で定める基準は、全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- （1）肉体の全部又はその大部分を、露出し、又は透かし、かつ、著しく卑わいに表現しているもの
- （2）性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具体的かつ露骨に表現しているもの
- （3）せりふ、説明、発声、歌曲等で著しく卑わいな表現を用いているもの
- （4）その他素材、表現等が前3号のいずれかと同程度以上に青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- （1）殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場면을露骨に表現しているもの
- （2）殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの
- （3）その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

3 条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、全体的な内容が条例第11条第4号アに規定する薬物(以下この項において「薬物」という。)の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- （1）薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場면을具体的に表現するもの
- （2）薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの
- （3）その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれのあるもの